

利 用 上 の 注 意

I 工業統計調査について

1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

3. 調査の期日

平成 26 年工業統計調査は、平成 26 年 12 月 31 日現在で実施した。

4. 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区内にある事業所（工業統計調査規則第 4 条参照）、国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）を調査の対象としている。

5. 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。）内にある事業所に対する調査、本社一括調査又は国直送調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っている。

6. 公 表

平成 26 年工業統計調査の集計結果は、平成 26 年工業統計表「産業編」、「品目編」、「市区町村編」、「工業地区編」、「**用地・用水編**」及び「企業統計編」として公表する。

「用地・用水編」は、従業者 30 人以上の事業所について、工業用地、工業用水に関する調査項目を集計したもので、工業用地、工業用水の使用状況などを表章している。「産業編」は、従業者 4 人以上の事業所について、日本標準産業分類に基づき、その主たる製造活動によって産業格付けし、産業別に集計したものである。「品目編」は、従業者 4 人以上の事業所について、それぞれの製造品及び加工品を品目別に集計したものである。「市区町村編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を市区町村別に集計したものである。「工業地区編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を都道府県別、工業地区別に集計したものである。また、「企業統計編」は、従業者 4 人以上の事業所について、事業所単位の調査結果を企業単位に組み替え集計したものである。

II 平成 26 年工業統計表 用地・用水編について

1. 用地・用水編の集計

用地・用水編は、平成 26 年工業統計調査における「工業調査票甲」について、産業別に集計したものである。

工業用地・用水に関する調査は、統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく承認統計調査として、昭和 33 年に工業統計調査の附帯調査として開始されたが、この調査の結果は国及び地方公共団体の行政施策の資料として重要、かつ、工業統計調査の集計結果と密接な関係があることなどにより、昭和 38 年調査から工業統計調査の指定調査項目となっている。

2. 工業統計調査用産業分類

日本標準産業分類の改定に伴い、平成26年調査より工業統計調査用産業分類も改定した。改定内容については表1参照。

(1) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業(1421洋紙製造業、1423機械すき和紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

3. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

その産業とは、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

4. 統計表の項目の説明

(1) 事業所数 は、平成26年12月31日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数 は、平成26年12月31日現在の数値である。

従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、本統計表でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。

- ① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で、無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のもものは含まない。
- ② 常用労働者とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
 イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

a. 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向している者を除く。

b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 製造品出荷額等は、平成26年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

したがって、本編の製造品出荷額等は、品目編の製造品出荷額とは一致しない。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成26年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成26年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは、平成26年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(4) 工業用地

① 事業所敷地面積は、平成26年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

② 事業所建築面積は、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。

なお、平成26年12月31日現在、建築中のものであっても、帳簿に建設仮勘定として計上したものは含まれる。

③ 事業所延べ建築面積は、事業所敷地内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいう。

(5) 工業用水

① 淡水

ア 水源別用水量

a 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。

・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいう。

b 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

c その他の淡水は、「a 公共水道」、「b 井戸水」、「d 回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

d 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかの有無は問わない。

イ 用途別用水量

a ボイラ用水は、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用した水をいう。

b 原料用水は、製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいう。

c 製品処理用水及び洗じょう用水は、原料、半製品、製品などの浸漬や溶解などの物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用した水をいう。

d 冷却用水・温調用水のうち、冷却用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水、温調用水は、工場内の温度又は湿度の調整などのために使用した水をいう。

e その他は「a ボイラ用水」～「d 冷却用水・温調用水」以外の水で従業者の飲料水、雑用水などをいう。

② 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

(6) 工業地区

① 本編の工業地区別統計表に示した 233 地区は、「工業地区編」と併せて利用できるよう同一の地区を選定している。

経済産業省が平成 14 年に実施した工場適地調査の対象地区のうち、事業所数 200 以上の工業地区及び東京 23 区、大阪市とする。

② 現在の工業地区は平成 13 年調査から適用している。また、市区町村の工業地区内の移動（合併、追加、削除等）については、毎年 12 月末時点で補正している。

工業地区の名称及びその範囲については、「地区の範囲」参照。

5. 記号及び注記

(1) この統計表中、「－」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。「X」は 1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3 以上の事業所に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

なお、従業者数については、平成 17 年 8 月以降の公表から秘匿を解除した。

(2) 金額表示の単位は百万円とし、単位未満は四捨五入している。

Ⅲ その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省大臣官房調査統計グループ 平成 26 年 工業統計表【用地・用水編】」による旨を明記してください。

2. この統計表について質問がある場合は、下記あてに御連絡ください。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
 経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室
 電話 (03) 3501-9929 (直通)
 統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

表1 工業統計調査用産業分類新旧対応表

旧	新	変更内容
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
121 製材業、木製品製造業	121 製材業、木製品製造業	
1211 一般製材業	1211 一般製材業	
1212 単板(ベニヤ)製造業	1212 単板(ベニヤ)製造業	
1213 床板製造業		
1214 木材チップ製造業	▶ 1213 木材チップ製造業	分類番号変更
1219 その他の特殊製材業	1219 その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221 造作材製造業(建具を除く)	1221 造作材製造業(建具を除く)	
1222 合板製造業	1222 合板製造業	
1223 集成材製造業	1223 集成材製造業	
1224 建築用木製組立材料製造業	1224 建築用木製組立材料製造業	
1225 パーティクルボード製造業	1225 パーティクルボード製造業	
1226 繊維板製造業	1226 繊維板製造業	
1227 銘木製造業	1227 銘木製造業	
	▶ 1228 床板製造業	分類番号変更
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
243 暖房装置・配管工用附属品製造業	▶ 243 暖房・調理等装置、配管工用附属品製造業	名称変更
2431 配管工用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	2431 配管工用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	
2432 ガス機器・石油機器製造業	2432 ガス機器・石油機器製造業	
2433 温風・温水暖房装置製造業	2433 温風・温水暖房装置製造業	
2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	